

今期の主要課題の検討状況

○「監査役職務確認書」の活用

- ・前年でも出たようにこれはセルフチェックリストであり、カスタマイズできるとのことだが、なかなか難しいとの意見が多かった。
- ・アンケートでは不十分な活用も含め 5 割強が活用しており、特に上場準備を含む中小会社上場カテゴリが 6 割と高い。
- ・また基準・マニュアル等の存在が約 7 割であり、確認書と基準・マニュアル等の両方もない会社は 2 社のみである。

○取締役会等での意思決定

- ・取締役会が協議する場でなく、オーナー社長が実質決定する結論ありき、のことが多い。また実質議論が経営会議等の会議で行われ、この結論を取締役会が形式的承認し実行を決定するケースも多い。
- ・監査役の指摘も聞き置かれるのみのことも多いが、これを記録に残すことの重要性が議論された。

○内部統制体制整備

- ・アンケートでは大会社の全部と中小会社上場（準備含む）は 5 社中 3 社が決議を行っているが、IPO を目指す会社でも人材不足から整備が進まず監査役が関与せざるを得ない実情が報告された。これに対して会計監査人の活用や IPO 実現の会社からは社内弁護士採用のアイデアが出された。
- ・IPO 手続き上、内部統制整備とともに重要なのは中長期事業計画と予算統制対応との指摘が IPO 実現の会社よりあった。

○監査報告書・調書

- ・監査報告書作成は 100% ながら、期末監査調書に基づく部分については 46.2% と低水準だった。期末監査調書はなくとも、実際は年間の監査調書をベースに監査報告書が作成されている。
- ・なお、監査報告書の前に課題問題点を社長及び取締役会に報告する監査概要報告書の事例の紹介もあった。

○監査役報酬等の協議

- ・同意手続きが整備されていない会社が中小会社非上場カテゴリに多いが、オーナー社長が全権をもって決定しているのが実態ながら何らかの書面を残すなどの工夫が必要。

○監査役選任

- ・前述の監査役報酬の協議と同様にオーナー社長が全権をもって決定しているのが実態ながら何らかの書面を残すなどの工夫が必要。

（これに関しては、前期からの引継ぎ課題、今期の新規検討課題、今後の検討課題に分けて整理すべきとの意見を頂いております。）